

災害時における動物救護に関する協定

平成28年3月18日

青 梅 市

公益社団法人東京都獣医師会多摩西支部

災害時における動物救護に関する協定

青梅市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都獣医師会多摩西支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における動物の救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青梅市内において、地震災害、風水害その他の大規模災害等が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、青梅市地域防災計画にもとづき甲と乙が協力して実施する動物の救護活動（以下「活動」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「動物」とは、人が飼養する犬・猫および小動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項に規定する特定動物を除く。）をいう。

（動物救護所の設置）

第3条 甲は、乙との協議の上、必要に応じて動物救護所を設置する。

（動物救護の活動場所）

第4条 乙は、避難所または動物救護所および乙の会員の保有する施設（以下「避難所等」という。）において、活動を実施するものとする。

（活動内容）

第5条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害時に負傷した動物（以下「負傷動物」という。）の救護および応急処置に関すること。
- (2) 避難所における動物の飼育にかかる管理指導および公衆衛生に関すること。
- (3) 負傷動物の救護および応急処置に要する設備・医療資機材等の提供に関すること。
- (4) 動物の保護・収容場所等にかかる助言・指導に関すること。
- (5) その他必要な災害応急業務に関すること。

（活動の要請）

第6条 甲は、活動の要請が必要であると認めたときは、要請書（別記様

式)を用いて、乙に対して活動の要請を行う。

2 前項の要請が、緊急かつやむを得ない場合は、口頭その他の方法により要請し、後日速やかに文書を提出する。

(活動の協力)

第7条 乙は、前条の規定による甲からの要請に対して、避難所等において、必要な活動を実施する。

2 乙は、避難所等における活動に当たっては、動物医療救護班を編成して派遣する。

3 甲は、第5条に掲げる活動が、乙のみでは対応が困難であると認めた場合は、東京都獣医師会や動物愛護団体等の協力を求めることができる。

(費用負担等)

第8条 乙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めないものとする。

2 負傷動物の手術等の応急的な医療に要する経費は、当該負傷動物の飼い主が負担するものとし、乙は、医療の開始前に飼い主と協議するものとする。

(資機材等の調達・搬送)

第9条 甲は、乙の実施する活動に必要な資機材等の調達および搬送について、必要な措置を講ずるものとする。

(飼い主への啓発)

第10条 甲および乙は、平常時から次の事項について飼い主への啓発に努めるものとする。

(1) 災害時への備え

ア ペットフード等の備蓄

イ 動物収容設備(ケージ等)の準備

ウ 飼育動物のしつけ

(2) 避難生活

ア 飼育動物を同行避難する際の管理方法

イ 感染症の予防

ウ 他の避難者への配慮

(損害補償)

第11条 甲は、この協定にもとづいて乙が実施した業務に従事した者が

その業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、青梅市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の定めるところにより、その損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令等により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、甲は、損害賠償の責めを免れる。

（訓練への参加）

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練へ参加するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項またはこの協定の各条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲および乙は、協議してこれを定めるものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも終了または変更の申入れがないときは1年間延長されるものとし、以後もこの例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成28年3月18日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 浜 中 啓 一

乙 東京都あきる野市平沢東一丁目4番地11
公益社団法人

東京都獣医師会 多摩西支部

支部長 石 井 悟

別記様式

年 月 日

公益社団法人

東京都獣医師会 多摩西支部

支 部 長 殿

青梅市長

要 請 書

災害時における動物救護に関する協定（平成28年3月18日）第6条の規定にもとづき、下記事項を要請します。

1 要 請 理 由	
2 要 請 内 容	
3 活 動 場 所	
4 活 動 期 間	月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで
5 そ の 他	